

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）
整備事業に係る環境影響評価方法書

平成28年10月

知 多 市

はじめに

本環境影響評価方法書は、東海市及び知多市のごみ処理を広域化する西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）に基づき、平成 27 年 12 月に公表した「知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書」及び平成 28 年 3 月に受領した愛知県知事意見を踏まえ、環境影響評価の対象とする項目や調査手法等を検討し、まとめたものである。

**知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書**

目 次

1	都市計画決定権者の名称	1-1	(1)
2	都市計画対象事業の目的及び内容	2-1	(3)
2.1	都市計画対象事業の目的	2-1	(3)
2.2	都市計画対象事業の内容	2-2	(4)
2.2.1	都市計画対象事業の種類	2-2	(4)
2.2.2	都市計画対象事業の規模	2-2	(4)
2.2.3	都市計画対象事業実施区域の位置	2-2	(4)
2.2.4	都市計画対象事業の諸元	2-7	(9)
2.2.5	配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容	2-14	(16)
2.2.6	都市計画対象事業に係る工事計画の概要	2-17	(19)
2.2.7	事業計画の策定時における環境配慮事項	2-19	(21)
3	都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況	3. 1-1	(23)
3.1	地域特性を把握する範囲	3. 1-1	(23)
3.2	自然的状況	3. 2-1	(25)
3.2.1	気象、大気質その他の大気に係る環境の状況	3. 2-1	(25)
3.2.2	騒音に係る環境の状況	3. 2-20	(44)
3.2.3	振動に係る環境の状況	3. 2-23	(47)
3.2.4	悪臭に係る環境の状況	3. 2-23	(47)
3.2.5	水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3. 2-24	(48)
3.2.6	地形及び地質の状況	3. 2-36	(60)
3.2.7	地盤、地下水及び土壌の状況	3. 2-40	(64)
3.2.8	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3. 2-46	(70)
3.2.9	景観、人と自然との触れ合いの活動の状況	3. 2-72	(96)
3.2.10	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	3. 2-77	(101)
3.3	社会的状況	3. 3-1	(105)
3.3.1	人口及び産業の状況	3. 3-1	(105)
3.3.2	土地利用の状況	3. 3-10	(114)
3.3.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3. 3-15	(119)
3.3.4	下水道の整備の状況	3. 3-16	(120)
3.3.5	交通の状況	3. 3-17	(121)
3.3.6	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3. 3-20	(124)

3.3.7	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3.3-24	(128)
3.3.8	その他都市計画配慮書対象事業に関し必要な事項	3.3-69	(173)
4	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	4-1	(179)
4.1	大気質	4-1	(179)
4.2	景観	4-13	(191)
4.3	総合評価	4-19	(197)
5	配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-1	(199)
5.1	配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況	5-1	(199)
5.2	配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-2	(200)
6	配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	6-1	(205)
6.1	配慮書についての縦覧状況	6-1	(205)
6.2	配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	6-1	(205)
7	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7-1	(207)
7.1	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由	7-1	(207)
7.2	調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	7-6	(212)
8	方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	8-1	(259)
	用語解説	9-1	(261)

本書に掲載した地形図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平 27 部複、第9号)

上記承認を得て複製した本書に掲載の地形図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。